

## 平成30年度利用者負担額（保育料）

階 層 区 分	利用者負担額	＜参考＞国の基準	備考
①生活保護世帯	0円	0円	
②市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割額非課税世帯含む)	0円	3,000円	
③市町村民税所得割課税 額 77,100円以下	6,400円	16,100円	
④市町村民税所得割課税 額 211,200円以下	10,800円	20,500円	
⑤市町村民税所得割課税 額 211,201円以上	16,000円	25,700円	

- 1 年少から小学校3年までの間に通園している兄弟姉妹がいる場合、最年長の子から順に2人目は半額、3人目は無料となります。なお、区分③については、年齢制限なく、生計を同一とする子の最年長者から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- 2 ひとり親家庭、在宅の障がい者(児)がいる区分③に該当する世帯の保育料、3,000円となります。最年長の子から2人目以降は無料となります。

**【お問い合わせ先】**

美唄市教育委員会学務課      電話 0126-62-3130（直通）